
巻 頭 言

日本緩和医療薬学雑誌創刊に寄せて

日本緩和医療薬学会理事長 鈴木 勉

日本緩和医療薬学会は緩和医療における薬物療法の推進と充実、さらに大学での教育研究と企業での開発・学術研究の進歩発展を目的として平成19年3月24日に設立された。そして、同年4月1日にはがん対策基本法が施行され、さらに本法の規定に基づき同年6月にはがん対策推進基本計画が国会に報告された。本計画の中では、がん性疼痛の緩和に医療用麻薬が用いられているが、欧米先進諸国に比べると我が国の消費量はまだ数分の一程度にとどまっていることが指摘されている。この低い医療用麻薬の消費量については、緩和ケアの推進に伴って必然的に増加するものと推察している。さらに、全国どこでも緩和ケアをがん診療の早期から適切に提供していくために、がん診療に携わる全ての医師が緩和ケアの重要性を認識し、その知識や技術を習得する必要があることも指摘されている。これを受け、緩和ケアに関する大学の卒前教育の充実に務めるとともに、より質の高い緩和ケアを実施していくため、緩和ケアに関する専門的な知識や技能を有する医師、精神腫瘍医、緩和ケアチームを育成していくための研修を行うとともに、地域における緩和ケアの教育や普及啓発を行っていくことができる体制を整備することも挙げられている。このように、緩和医療領域は大きく変化しようとしている。

最近の加賀谷肇副理事長が行った調査によると、全国の66カ所の緩和ケア診療加算届出医療機関の全ての病院で薬剤師が専任か、兼任で緩和ケアチームに加わり活動している。このような薬剤師の地道な活動や本学会の活動もあり、中央社会保険医療協議会総会の診療報酬の改定において「緩和ケア診療加算について、専任薬剤師の配置を要件に追加する」ことが提出され、決定された。今後は緩和ケアに関する専門的な知識や技能を有する薬剤師を育成していくための研修や認定を本学会としても早期に行う必要があると考えている。そのような意味でも、タイミング良く日本緩和医療薬学雑誌が創刊されることの意味は大きく、日本緩和医療薬学雑誌を介して緩和ケアに関する専門的で、新たな知識や技能を得ることが出来ることは我々会員にとって大変意義深いと考えている。

一方、本学会は平成19年10月20、21日に約1,300名の会員が参加して第1回年会を開催した。その総会で緩和薬物療法認定薬剤師を育成すること、また会員の研究成果を公表する機関誌（日本緩和医療薬学雑誌）を2008年より年4回発刊することも承認された。本学会は薬（病院薬局薬剤師）・薬（保険薬局薬剤師）・学（大学等の教育・研究者）連携を打ち出し、この連携により緩和医療を向上させることが本学会の大きな特徴となっている。すなわち、本学会は病院薬局薬剤師と保険薬局薬剤師の活動を大学や研究機関の研究者が支援し、緩和医療を向上させようとしている。このような研究活動を通して科学的にデータの収集や解析を行い、これを論文として機関誌に発表し、この研究成果を会員が共有

できれば、緩和医療の向上に大きく貢献できることは間違いない。

そこで、研究成果は普遍的であり、信頼性の高いものでなければならないし、理論的で、且つ十分な考察も必要である。本学会では編集委員会（成田年委員長）を昨年設立総会時に設け、これまで精力的に活動して頂いた。まず、日本緩和医療薬学雑誌投稿規定を作成頂き、第1回年会時の総会で承認して頂いた。その後、学会ホームページに投稿規定を掲載したところ、本日までにすでに20論文以上の投稿があるとのことである。会員の皆様には常に科学的な目で緩和医療の現場を見て、科学の師である患者の表現型を正しく捉えて、出来るだけ質の高い論文を多く日本緩和医療薬学雑誌に掲載し、緩和医療の向上に貢献して頂くことを念願しています。

最後に、創刊号の発行に当り、編集委員会の先生方、査読を頂きました先生方、さらには学会誌刊行センターの皆様には厚く御礼申し上げます。

(平成20年4月吉日於：星薬科大学)